

## 学校法人天理大学と学校法人天理よろづ相談所学園が合併について

令和3年3月30日、学校法人天理大学と学校法人天理よろづ相談所学園は令和5年4月1日に両法人を合併し、天理大学と天理医療大学を統合する内容とした法人合併基本合意書を締結いたしました。

令和5年4月1日に、現在の天理医療大学医療学部は天理大学医療学部と設置者変更し、天理医療大学は廃止、学校法人天理よろづ相談所学園は解散します。

今後、締結された法人合併基本合意書に基づき、合併協議会において具体的な内容について協議を開始します。医療学部については基本的には従前どおりの形で運営され、本学園の強みであります病院実習や奨学金制度等も変わりなく教育活動を継続していく予定です。

なお、令和5年3月31日に天理医療大学に在籍する1回生から3回生までの学生は、同年4月1日に天理大学医療学部生となります。

この法人合併を行うこととした理由及び目的は、法人合併基本合意書の第1条（合併の目的）に以下のとおり掲げられています。

（合併の目的）

第1条 天理教の信条教育を基盤とする学校法人天理大学（以下「甲」という。）と学校法人天理よろづ相談所学園（以下「乙」という。）は、甲の設置する天理大学と乙の設置する天理医療大学の統合により、双方の教育文化を融合し研究分野を連携することで、幅広い学修内容を準備し、多様な学生の受け入れを行い、地域社会において積極的に貢献できる人材の育成を目指す。そして、経営規模の拡大による効率的な大学運営により財政基盤の確保を図り、天理大学創立100周年に向け、ともに歩みを進めていくために法人を合併する。

このように、両法人のそれぞれの強みを発揮し、さらなる発展を目指して努力して参りますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和3年3月30日

学校法人天理よろづ相談所学園  
天理医療大学

理事長 奥村 秀 弘  
学長 吉 田 修

